平成２６年（フ）第３号
秋田県横手市増田町増田字上川原11番地24
破産者　髙橋　和也
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３８号
群馬県利根郡みなかみ町後閑31番地４
破産者　関　　延夫
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第２３３８号
神奈川県鎌倉市西御門１丁目６番14号
破産者　新田　一朗
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９号
横浜市戸塚区原宿４―55―12、住民票上の住所横浜市戸塚区原宿３丁目44番３号
破産者　白井　正明
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７８号
横浜市泉区下和泉１丁目11番６―106号
破産者　星野　　薫
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３号
静岡県下田市３丁目３番７号
破産者　横山　茂子
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１０号
京都府南丹市園部町上木崎町大将軍14番地１カストルム104号、前住所京都府南丹市園部町横田７号187番地２
破産者　吉村　裕子（旧姓山内）
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市布勢524番地１、旧住所鳥取県倉吉市伊木254番地１
破産者　山本　裕一
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地　県営住宅阿南団地
破産者　吉原　雅之
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第３１９号
高知県香南市夜須町坪井523番地５
破産者　清藤　高司
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７２号
高知県香南市夜須町坪井523番地５
破産者　清藤禮次郎
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市三浦町20番４号　グランデュアアルカスパレス603号、旧住所大分県由布市湯布院町川上2902番地３
破産者　古井　直樹
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
奈良県大和高田市東中142番地の３、住民票上の住所奈良県大和高田市東中１丁目４番14号
破産者　アートマンオートサービスこと　西井　良友
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
奈良県葛城市忍海480番地１　サンメゾン忍海403号
破産者　髙松　光男
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２０８号
札幌市東区東苗穂６条３丁目10番11号
破産者　増田　孝一
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２号
栃木県栃木市平井町430番地１
破産者　青木　　健
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１２３号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目３番地４ガーデンウッド407
破産者　中村　　覚
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
さいたま市緑区原山１丁目17番19号　わたるメゾネット
破産者　木村　孝徳
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係